



第2章 政府全体における取組



1. 知的財産戦略の動き（「推進計画」策定まで）

知的財産戦略はめまぐるしいスピードで展開している。2002年11月には、知的財産戦略の基本方針を定めた「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）が成立し、同法に基づき、2003年3月には、内閣に知的財産戦略本部が設置された。本部における約4か月の活発な審議を経て、2003年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）が決定され、知的財産戦略に関する施策が集中的・計画的に実施されることになった。

2. 知的財産戦略本部の専門調査会における検討

「推進計画」の決定の際に、更に調査検討が必要とされた知的財産政策の重要課題について検討するため、知的財産戦略本部の下に、「権利保護基盤の強化に関する専門調査会」、「コンテンツ専門調査会」及び「医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会」の3つの専門調査会が設置された。

2003年	秋	検討開始
	12月	権利保護基盤の強化に関する専門調査会において「特許審査を迅速化するための総合施策について」及び「知的財産高等裁判所の創設について」取りまとめ
2004年	4月	コンテンツ専門調査会において「コンテンツビジネス振興政策」取りまとめ
	5月	権利保護基盤の強化に関する専門調査会において「模倣品・海賊版対策の強化について」取りまとめ

なお、医療関連行為の特許保護の在り方に関する専門調査会では、患者と医師の信頼関係の下で等しく行われるべき医療行為等に悪影響を及ぼさないように十分配慮しつつ、国民の保険医療水準の向上に資する有用で安全な医療技術の進歩を促進する観点から、医療関連行為の特許法上の取扱いについて現在検討が進められている。